明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産二）　一
○建築基準法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四）　三
〔告　示〕
○外国人漁業の規制に関する法律施行令第三条の規定に基づき、同条の農林水産大臣の指定する船舶を定める件の一部を改正する件（農林水産九七）　二
○農業協同組合法施行規則附則第一条の二の規定に基づく農林水産大臣の指定する農業協同組合連合会を定める件の一部を改正する告示（同九八）　三
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろ）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同九九）
○建築物の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針の一部を改正する件（国土交通一〇九）　六
○建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部を改正する件（同一一〇）　六
〔官庁報告〕
国家試験
令和四年度弁理士試験公告（工業所有権審議会）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　五
会社その他
会社決算公告　五

省令

○農林水産省令第二号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第三十条の五第一項ただし書及び第五十四条の二第三項の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月十八日

農林水産大臣　金子原二郎